

(監査委員事務局：監査結果に関する措置状況の公表（臨時監査）)

監査委員公表第748号

令和7年11月28日付け監査第542号で提出した臨時監査の結果に関する報告に対し、大分県知事及び教育委員会教育長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月24日

大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通
 大分県監査委員 長 野 恭 子
 大分県監査委員 太 田 正 美
 大分県監査委員 二 ノ 宮 健 治

1 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(知事部局)		
中部保健所由布保健部	令和7年4月15日	<p>注意事項</p> <p>給与の支給について、資金前渡口座に振り込まれた当日に支払わず、そのまま同口座に保管し、遅れて支給した事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>今後は、給与支払日の前日までに、現金支給の職員がいないか「人事給与入力システム」で配信される「給与等支給受領書」を複数の職員で確認することとした。</p>
宇佐家畜保健衛生所	令和7年4月17日	<p>注意事項</p> <p>物品の管理について、給油カードの常時公用車内での保管や切手の保管枚数と郵券証紙類受払簿記載の切手残枚数が一致していない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>給油カードの保管責任者を定め、保管責任者が使用職員の申出により使用簿へ記入し、金庫に保管した給油カードを交付するよう改めた。</p> <p>切手は、庶務担当職員が受払簿の記入及び切手の払出を行うとともに、使用職員と庶務担当職員、物品出納員の3者チェックを行い再発防止に努めている。</p>
(教育機関)		
九重青少年の家	令和7年4月17日	注意事項

物品の管理について、法人カード使用簿の未記載や、切手の保管枚数と郵券証紙類受払簿記載の切手残枚数とが一致していない事例が認められた。

措置状況

法人カードや切手を使用する際に、その都度、法人カード使用簿や郵券証紙類受払簿に記載するよう所属内で周知を図るとともに、必ず複数の職員で使用簿や受払簿その他関係簿冊との突合を適宜行い、未記載や不一致がないか確認するよう徹底した。